

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】	28 - 関東169 - 1										
【提出書類】	発行登録追補書類										
【提出先】	関東財務局長										
【提出日】	平成29年6月8日										
【会社名】	日本電気株式会社										
【英訳名】	NEC Corporation										
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長兼CEO 新野 隆										
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目7番1号										
【電話番号】	(03) 3454 - 1111 (大代表)										
【事務連絡者氏名】	財務部長 諏訪原 浩二										
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目7番1号										
【電話番号】	(03) 3454 - 1111 (大代表)										
【事務連絡者氏名】	財務部長 諏訪原 浩二										
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債										
【今回の募集金額】	<table> <tr> <td>第49回無担保社債（3年債）</td> <td>25,000百万円</td> </tr> <tr> <td>第50回無担保社債（5年債）</td> <td>35,000百万円</td> </tr> <tr> <td>第51回無担保社債（7年債）</td> <td>25,000百万円</td> </tr> <tr> <td>第52回無担保社債（10年債）</td> <td>15,000百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>100,000百万円</td> </tr> </table>	第49回無担保社債（3年債）	25,000百万円	第50回無担保社債（5年債）	35,000百万円	第51回無担保社債（7年債）	25,000百万円	第52回無担保社債（10年債）	15,000百万円	計	100,000百万円
第49回無担保社債（3年債）	25,000百万円										
第50回無担保社債（5年債）	35,000百万円										
第51回無担保社債（7年債）	25,000百万円										
第52回無担保社債（10年債）	15,000百万円										
計	100,000百万円										

## 【発行登録書の内容】

提出日	平成28年9月26日
効力発生日	平成28年10月4日
有効期限	平成30年10月3日
発行登録番号	28 - 関東169
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 300,000百万円

## 【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）		なし (なし)	減額総額（円）	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 300,000百万円  
(300,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

銘柄	日本電気株式会社第49回無担保社債 （社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	金25,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金25,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（%）	年0.110%
利払日	毎年6月15日および12月15日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成29年12月15日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月および12月の各15日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記「（注）10 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成32年6月15日
償還の方法	<p>1 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成32年6月15日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所</p> <p>別記「（注）10 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成29年6月8日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成29年6月15日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第50回無担保社債(社債間限定同順位特約付)、第51回無担保社債(社債間限定同順位特約付)および第52回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含み、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)に担保権を設定する場合(当社が合併により承継した被合併会社の社債に担保権が設定されている場合を除く。)には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>2 当社は、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合には、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>本社債には、担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

- (注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付
- 本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下「R & I」という。)からA-(シングルAマイナス)の信用格付を平成29年6月8日付で取得している。
- R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。
- R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。
- 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。
- 本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
- R & I：電話番号 03 - 6273 - 7471
- 2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用
- 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。
- 3 社債管理者の不設置
- 本社債には、会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。
- 4 財務代理人、発行代理人および支払代理人
- (1) 当社は、平成29年6月8日付日本電気株式会社第49回無担保社債(社債間限定同順位特約付)財務及び発行・支払代理契約証書に基づき、三井住友信託銀行株式会社(以下「財務代理人」という。)に本社債の事務を委託する。
- (2) 本社債に係る発行代理人および支払代理人業務(株式会社証券保管振替機構が定める社債等に関する業務規程の定義に従う。)は、財務代理人が行う。
- (3) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務ならびに責任を負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係および信託関係を有しない。
- (4) 当社は、財務代理人を変更する場合には、本(注)6に定める方法により公告する。
- 5 期限の利益喪失に関する特約
- (1) 当社は、次の場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失する。
- 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。
- 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、7日以内にその履行をしないとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りでない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 前号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社は直ちにその旨を本(注)6に定める方法により公告する。

#### 6 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社定款所定の電子公告によりこれを行うものとする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)に掲載する。

#### 7 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

#### 8 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4第(1)号を除く。)の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

#### 9 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)6に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 10 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 2【社債の引受け及び社債管理の委託(3年債)】

## (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	9,200	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金35銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	8,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,100	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,300	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,200	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	1,200	
計		25,000	

## (2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	日本電気株式会社第50回無担保社債 （社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	金35,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金35,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.290％
利払日	毎年6月15日および12月15日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成29年12月15日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月および12月の各15日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所 別記「（注）10 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成34年6月15日
償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成34年6月15日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記「（注）10 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成29年6月8日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成29年6月15日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	<p>1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第49回無担保社債（社債間限定同順位特約付）、第51回無担保社債（社債間限定同順位特約付）および第52回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合（当社が合併により承継した被合併会社の社債に担保権が設定されている場合を除く。）には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>2 当社は、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合には、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>本社債には、担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

- (注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付  
 本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からA -（シングルAマイナス）の信用格付を平成29年6月8日付で取得している。  
 R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。  
 R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。  
 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。  
 本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。  
 R & I：電話番号 03 - 6273 - 7471
- 2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用  
 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。
- 3 社債管理者の不設置  
 本社債には、会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。
- 4 財務代理人、発行代理人および支払代理人  
 (1) 当社は、平成29年6月8日付日本電気株式会社第50回無担保社債（社債間限定同順位特約付）財務代理契約証書に基づき、株式会社三井住友銀行（以下「財務代理人」という。）に本社債の事務を委託する。  
 (2) 本社債に係る発行代理人および支払代理人業務（株式会社証券保管振替機構が定める社債等に関する業務規程の定義に従う。）は、財務代理人が行う。  
 (3) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務ならびに責任を負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係および信託関係を有しない。  
 (4) 当社は、財務代理人を変更する場合には、本（注）6に定める方法により公告する。
- 5 期限の利益喪失に関する特約  
 (1) 当社は、次の場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失する。  
 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。  
 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、7日以内にその履行をしないとき。  
 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りでない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

- (2) 前号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社は直ちにその旨を本(注)6に定める方法により公告する。

#### 6 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社定款所定の電子公告によりこれを行うものとする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)に掲載する。

#### 7 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

#### 8 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4第(1)号を除く。)の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

- (2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

#### 9 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)6に定める方法により公告する。

- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 10 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。



## 4【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

## (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	14,700	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	9,500	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	5,700	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	2,100	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,500	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	1,500	
計		35,000	

## (2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 5【新規発行社債（短期社債を除く。）（7年債）】

銘柄	日本電気株式会社第51回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金25,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金25,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.360%
利払日	毎年6月15日および12月15日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成29年12月15日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月および12月の各15日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成36年6月14日
償還の方法	<p>1 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成36年6月14日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所</p> <p>別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成29年6月8日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成29年6月15日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	<p>1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第49回無担保社債（社債間限定同順位特約付）、第50回無担保社債（社債間限定同順位特約付）および第52回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合（当社が合併により承継した被合併会社の社債に担保権が設定されている場合を除く。）には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>2 当社は、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合には、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約（その他の条項）	<p>本社債には、担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

- (注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付  
 本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からA -（シングルAマイナス）の信用格付を平成29年6月8日付で取得している。  
 R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。  
 R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。  
 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。  
 本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。  
 R & I：電話番号 03 - 6273 - 7471
- 2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用  
 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。
- 3 社債管理者の不設置  
 本社債には、会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。
- 4 財務代理人、発行代理人および支払代理人  
 (1) 当社は、平成29年6月8日付日本電気株式会社第51回無担保社債（社債間限定同順位特約付）財務代理契約証書に基づき、株式会社三井住友銀行（以下「財務代理人」という。）に本社債の事務を委託する。  
 (2) 本社債に係る発行代理人および支払代理人業務（株式会社証券保管振替機構が定める社債等に関する業務規程の定義に従う。）は、財務代理人が行う。  
 (3) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務ならびに責任を負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係および信託関係を有しない。  
 (4) 当社は、財務代理人を変更する場合には、本（注）6に定める方法により公告する。
- 5 期限の利益喪失に関する特約  
 (1) 当社は、次の場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失する。  
 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。  
 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、7日以内にその履行をしないとき。  
 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りでない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 前号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社は直ちにその旨を本(注)6に定める方法により公告する。

#### 6 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社定款所定の電子公告によりこれを行うものとする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)に掲載する。

#### 7 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

#### 8 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4第(1)号を除く。)の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

#### 9 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に規定する種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)6に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 10 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

## 6【社債の引受け及び社債管理の委託(7年債)】

## (1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	9,200	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	8,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	4,100	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,300	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,200	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	1,200	
計		25,000	

## (2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 7【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】

銘柄	日本電気株式会社第52回無担保社債 （社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の 総額（円）	金15,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金15,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年 . %
利払日	毎年6月15日および12月15日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成29年12月15日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月および12月の各15日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所 別記「（注）10 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成39年6月15日
償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成39年6月15日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記「（注）10 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成29年6月8日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成29年6月15日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、本社債と同時に発行する第49回無担保社債(社債間限定同順位特約付)、第50回無担保社債(社債間限定同順位特約付)および第51回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含み、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)に担保権を設定する場合(当社が合併により承継した被合併会社の社債に担保権が設定されている場合を除く。)には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>2 当社は、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合には、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>本社債には、担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p>

- (注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付  
 本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)からA-(シングルAマイナス)の信用格付を平成29年6月8日付で取得している。  
 R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。  
 R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。  
 利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。  
 本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<http://www.r-i.co.jp/jpn/>)の「ニュースリリース/クレジットコメント」および同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。  
 R&I：電話番号 03-6273-7471
- 2 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用  
 本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。
- 3 社債管理者の不設置  
 本社債には、会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。
- 4 財務代理人、発行代理人および支払代理人  
 (1) 当社は、平成29年6月8日付日本電気株式会社第52回無担保社債(社債間限定同順位特約付)財務及び発行・支払代理契約証書に基づき、三井住友信託銀行株式会社(以下「財務代理人」という。)に本社債の事務を委託する。  
 (2) 本社債に係る発行代理人および支払代理人業務(株式会社証券保管振替機構が定める社債等に関する業務規程の定義に従う。)は、財務代理人が行う。  
 (3) 財務代理人は、社債権者に対していかなる義務ならびに責任を負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係および信託関係を有しない。  
 (4) 当社は、財務代理人を変更する場合には、本(注)6に定める方法により公告する。
- 5 期限の利益喪失に関する特約  
 (1) 当社は、次の場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失する。  
 当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。  
 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、7日以内にその履行をしないとき。

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 前号の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社は直ちにその旨を本（注）6に定める方法により公告する。

#### 6 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社定款所定の電子公告によりこれを行うものとする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）に掲載する。

#### 7 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

#### 8 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）4第(1)号を除く。）の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

#### 9 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債および本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）6に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

#### 10 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。



**8【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】****(1)【社債の引受け】**

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	6,300	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	4,100	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	2,400	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	800	
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	700	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	700	
計		15,000	

**(2)【社債管理の委託】**

該当事項はありません。

**9【新規発行による手取金の使途】****(1)【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
100,000	430	99,570

(注) 上記金額は、第49回無担保社債、第50回無担保社債、第51回無担保社債および第52回無担保社債の合計額であります。

**(2)【手取金の使途】**

上記の差引手取概算額99,570百万円は、20,000百万円を平成29年6月2日に第42回無担保社債を償還したことにより減少した手許資金に、20,000百万円を平成29年12月1日に償還予定の第44回無担保社債の償還資金に、残額を平成30年11月末日までに返済期日の到来する長期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

**第2【売出要項】**

該当事項はありません。

**第3【第三者割当の場合の特記事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第178期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月22日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第179期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月3日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第179期第2四半期（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）平成28年11月1日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第179期第3四半期（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）平成29年1月31日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成29年6月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月23日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成29年6月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成28年7月1日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「対処すべき課題」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成29年6月8日）までの間において変更および追加が生じております。当該変更および追加後の「対処すべき課題」は、本発行登録追補書類提出日（平成29年6月8日）現在において、NECグループが判断したものであり、以下の「対処すべき課題」の内容となっております。

また、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成29年6月8日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の「対処すべき課題」に記載した事項を除き、本発行登録追補書類提出日（平成29年6月8日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

#### [ 対処すべき課題 ]

NECグループは、「人と地球にやさしい情報社会をイノベーションで実現するグローバルリーディングカンパニー」を目指しています。

NECグループは、2016年4月に発表した「2018中期経営計画」において、収益構造の立て直し、成長軌道への回帰を経営方針として掲げ、以下のとおり取り組んでいます。

##### 収益構造の立て直し

営業利益率5%を実現する収益構造を確立します。具体的には、スマートエネルギー事業の構造改革や新たな採算案件の発生を防ぐためのプロジェクト・マネジメント力の強化に取り組みます。さらに、業務改革推進プロジェクトを加速させ、NECグループの競争力をグローバルに支える経営基盤の強化に努めます。

#### 成長軌道への回帰

社会ソリューション事業のグローバル化を推進します。具体的には、( )セーフティ事業(サーベイランス、サイバーセキュリティ)、( )グローバルキャリア向けネットワーク事業(TOMS、SDN/NFV)、( )リテール向けITサービス事業を注力事業と定義し、市場成長が見込める領域にリソースを集中することにより事業拡大をはかります。

2017年3月期は、「2018中期経営計画」の初年度でしたが、2017年1月30日に業績予想を下方修正いたしました。このような状況を踏まえ、市場環境や顧客動向の変化へ迅速に対応していくため、経営スピードのさらなる向上をはかり、一層の変革を実行していきます。

具体的には、中期経営計画・年度予算の策定プロセスを見直し、戦略策定から実行への落とし込みを迅速化します。また、全社横断的な戦略に基づき事業をさらに推進していくため、チーフオフィサーへの権限委譲を進め、その役割・権限・責任を拡大し、明確化することで意思決定スピードの加速を推進します。

国内事業においては、課題事業の変革を実行し、事業の収益性を改善することで強固な国内収益基盤を構築します。また、海外事業においては、グローバル競争力の獲得に向けた投資の継続や、M&Aを活用した事業の規模拡大および収益性の向上をはかることにより、注力3事業をより一層推進していきます。これに加えて、当社のコアアセットを活用した海外の成長領域への事業拡大を見据えて新たな戦略を策定します。これらの対策を実行していくにあたっては、事業ポートフォリオの継続的な見直しを行い、収益性の高い事業への選択と集中を進めていきます。

当社は、2016年7月に、東京電力㈱(現東京電力ホールディングス㈱)との電力保安通信用機器の取引について公正取引委員会から独占禁止法違反行為があった旨の認定を受け、また2017年2月に、消防救急デジタル無線機器の取引ならびに中部電力㈱とのハイブリッド光通信装置および伝送路用装置の取引について公正取引委員会から独占禁止法違反行為があったとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

NECグループは、コンプライアンスを経営上の重要課題の一つと捉え、その徹底と内部統制システムの整備・運用に継続して取り組んでいますが、上記事案を踏まえ、あらためて経営トップからコンプライアンスに関するメッセージを繰り返し発信するとともに、公正取引教育の内容・方法の見直しと公正取引に関する社内審査・モニタリング制度の強化を行い、従業員の意識改革をはかりました。今後も、コンプライアンス体制の不断の見直しを行うことにより再発防止を徹底し、信頼回復に向け一層の努力をまいります。

NECグループは、人が豊かに生きるための安全・安心・効率的・公平な社会の実現に、グローバルで貢献するとともに、自らも成長していく「社会価値創造型企業」への変革に全力で取り組んでまいります。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日本電気株式会社本店

(東京都港区芝五丁目7番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。